

○国立大学法人上越教育大学減損会計処理要項

(平成19年1月17日学長裁定)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人上越教育大学固定資産等管理規程（平成16年規程第63号）第35条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における固定資産の減損会計処理に関する事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 固定資産の減損会計処理に関する取扱いについては、他の法令等に別段の定めがあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(適用除外)

第3条 この要項は、次の各号に掲げる固定資産には適用しない。

(1) 次に掲げるすべての要件に該当し、重要性が乏しいと認められるもの（法人の業務運営における主要な固定資産を除く。）

ア 「機械・装置」、「工具・器具・備品」、「船舶・水上運搬具」、「車両・陸上運搬具」又は「無形固定資産（償却資産に限る。）」

イ 取得価額が5,000万円未満のもの

ウ 耐用年数が10年未満のもの

(2) 前号に該当するものを除く、備忘価格の固定資産

(3) 第1号に規定する要件は満たしていないが、重要性が乏しいと認められる次に類するもの

ア 取得価額が500万円未満で、耐用年数が10年以上の「機械・装置」、「工具・器具・備品」

イ 他のものに代替可能性のある美術品・収蔵品

ウ 図書

エ 構築物のうち、立木竹、土留

(管理計画及び利用状況の把握)

第4条 物品等管理役は、減損会計の適用対象となる固定資産（以下「減損対象資産」という。）について、当該資産の利用に関する計画を定めなければならない。

2 物品等管理役は、管理する減損対象資産の現況を常に把握し、正確に記録しておかななければならない。

3 固定資産監守者は、減損対象資産の全部又は一部が、次の各号に該当する場合は、その都度、その他の場合は年度末に、減損対象資産の利用状況を物品等管理役に報告するものとする。

(1) 移築等を行う場合

(2) 交換を行う場合

(3) 譲渡を行う場合

(4) 不用の決定を行う場合

(5) 亡失等があった場合

(6) 減損対象資産の異常又は用途等の阻害に対する報告があった場合

(7) 物品等管理役が必要と認める場合

(減損の兆候)

第5条 物品等管理役は、減損対象資産に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合に、別表に定める基準により減損の兆候の有無の判定を行い、学長に報告するものとする。

2 土地、建物を除き、複数の固定資産が一体となって使用される場合は、当該固定資産を一体として減損対象資産と判断することができる。

3 前項の一体として判断する基準は、以下のいずれかによるものとする。

(1) 当該固定資産の使用において、対象資産が他の固定資産と補完的な関係を有していること。

(2) 通常他の固定資産と同一目的のために同時に又は時間的に近接して使用されることが想定されること。

(減損の認識)

第6条 学長は、別表に定める基準により減損を認識しなければならない。

(減損の測定)

第7条 減損の認識をした固定資産について、当該固定資産台帳価額が、回収可能サービス価額を上回るときは、当該固定資産台帳価額を回収可能サービス価額まで減額しなければならない。なお、この場合における用語の意味は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「回収可能サービス価額」とは、当該資産の正味売却価額と使用価値相当額のいずれか高い額をいう。

(2) 前号の「正味売却価額」とは、固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額をいう。

(3) 前号の「時価」とは、公正な評価額とし、観察可能な市場価額をいう。

(4) 第1号の「使用価値相当額」とは、減価償却後再調達価額をいう。ただし、減価償却後再調達価額を算出することが困難である場合には、当該資産の固定資産台帳価額に、当該資産につき使用が想定されていない部分（使用しないという決定を行った部分を含む。以下同じ。）以外の部分の割合を乗じて算出した価額を用いることができる。

(5) 前号の「減価償却後再調達価額」とは、固定資産の全部又は一部につき使用が想定されていない部分以外の部分が有するサービス提供能力と同じサービス提供能力を有する資産を新たに取得した場合において見込まれる取得価額から、減価償却累計額（当該資産を減損が認識された資産の使用期間と同じ期間使用した場合に計上される額をいう。）を控除した価額をいう。

(報告等)

第8条 物品等管理役は、第7条で算定した減損額について、第4条第3項各号に該当する場合はその都度、その他の場合は年度末に、学長に報告する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成19年1月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別表（第5条，第6条関係）

減損の兆候の有無及び減損の認識の判定基準

減損の兆候の有無	減損の認識
<p>1 業務実績の著しい低下</p> <p>○業務の実績が概ね50%以上低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の実績が取得時等に想定した使用可能性に比べ低下した場合 ・ 中期計画等に照らして当初計画から低い場合 ・ 業務活動から生ずる損益又は収入が中期計画等における想定に比し著しく悪化している場合 	
<p>2 使用可能性の著しい低下</p> <p>○取得時に想定した使用可能性が著しく低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産が使用されている業務を廃止又は再編成すること ・ 固定資産が遊休状態になっていること ・ 固定資産の稼働率が概ね50%以上低下した状態が続いていること ・ 固定資産に著しい機能的減価が観察できること ・ 建設の大幅な延期が決定されたことや当初の計画に比べ著しく滞っていること 	<p>当該資産の全部又は一部の使用が想定されない場合</p> <p>使用が想定されない場合とは、将来の使用の見込みが客観的に存在しないこと及びその使用目的に従った機能を現に有していないことをいう。</p>
<p>3 業務運営の環境の著しい悪化</p> <p>○業務運営の環境が概ね50%以上悪化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術革新による著しい陳腐化や特許期間の終了による重要な関連技術の拡散 ・ 業務に関連する重要な法律改正，規制緩和や規制強化，重大な法令違反の発生 	
<p>4 市場価格の著しい悪化</p> <p>○市場価格が固定資産台帳価額から概ね50%以上下落</p>	<p>当該資産の市場価格が次の中期目標期間終了時まで固定資産台帳価額の概ね80%程度まで回復する見込みがない場合</p>
<p>5 使用しないという決定</p> <p>○固定資産を全く使用しない場合</p> <p>○取得時に想定した使用目的に従って使用しない場合（用途変更を含む。）</p>	<p>使用しないという決定が当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定の場合</p>